

## 他の主要な資格データ(詳細)

参考資料3

◆他の国家資格一覧

資格名	技術士	中小企業診断士
根拠となる法令(所管省庁)	技術士法(文部科学省)	中小企業支援法(経済産業省中小企業庁)
資格の内容	科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う	中小企業者に対し、その経営資源に関する適切な経営の診断及び経営に関する助言を行う
資格の性格	名称独占	名称独占(法的に定められないが、事実上業務独占している業務もある)
現在の資格保有者数(登録者数)	87,630人(平成28年度)	24,605人(平成27年)
取得の方法(試験・講習等)	試験 ※試験は公益社団法人日本技術士会が実施	試験および実務従事または実務補習(第二次試験・実務補習については、養成課程の受講で代替可) ※試験は、一般社団法人中小企業診断協会が実施
資格取得のために必要な条件	①学歴・年齢:不問 ②実務経験:4年又は7年 ③他の資格要件:無し	①学歴・年齢:不問 ②実務経験:不要。登録時には「実務補習又は中小企業に対する診断助言業務」(15日以上)が必要 ③他の資格要件:無し
試験の種類・受験費用、スケジュール	①試験の種類:第一次試験、第二次試験 ②受験費用:11,000円(第一次試験) 14,000円(第二次試験) ③スケジュール:年に1度実施 第一次試験を10月、第二次試験(筆記)を7月、同(口頭)を12~1月に実施。	①試験の種類:第一次試験、第二次試験 ②受験費用:13,000円(第一次試験) 17,200円(第二次試験) ③スケジュール:年に1度実施 第一次試験を8月、第二次試験(筆記)を10月、同(口述)を12月に実施。
試験内容、所要時間等	① <b>第一次試験</b> :以下の各科目に関する択一式試験 基礎科目(科学技術全般にわたる基礎知識:60分)、適正科目(技術士の義務の規定の遵守に関する適正:60分)、専門科目(選択の部門に係る基礎知識及び専門知識:120分) ② <b>第二次試験(筆記)</b> :Ⅰ必須科目(選択の部門全般にわたる専門知識:90分(択一式))、Ⅱ選択科目(選択部門内の選択科目に関する専門知識及び応用能力:120分(記述式))、Ⅲ選択科目(選択部門内の選択科目に関する課題解決能力:120分(記述式)) ③ <b>第二次試験(口頭)</b> :受験者の技術的体験を中心とする経歴の内容及び応用能力、技術士としての適格性及び一般的知識(約20分)	① <b>第一次試験</b> :以下の7科目に関する専門知識(すべて択一式) 経済学・経済政策(60分)/財務・会計(60分)/企業経営理論(90分)/運営管理(オペレーション・マネジメント)(90分)/経営法務(60分)/経営情報システム(60分)/中小企業経営・中小企業政策(90分) ② <b>第二次試験(筆記)</b> :中小企業の診断及び助言に関する実務の事例についての出題(記述式)、4問出題(各80分) ③ <b>第二次試験(口述)</b> :中小企業の診断及び助言に関する能力について、筆記試験の事例などをもとに個人ごとに面接(約10分)
取得にかかる免除要件の有無	日本技術者教育認定機構(JABEE)が認定した教育課程の卒業者は技術士第一次試験免除	第一次試験については、以下①~⑤の一部免除有り。 ①技術士(情報工学部門)、情報処理技術者試験合格者(一部)等:「経営情報システム」が免除 ②経済学博士、不動産鑑定士、公認会計士(経済学受験者に限る)等:「経済学・経済政策」が免除 ③公認会計士、税理士等:「財務・会計」が免除 ④弁護士、司法試験合格者等:「経営法務」が免除 ⑤科目合格制有り(合格した科目は、合格後2年度まで免除) 第二次試験については、免除なし。
受験者の人数・合格率・年齢等	①受験者の人数:第一次試験:17,561人、第二次試験:25,032人(平成28年) ②合格率:第一次試験:49.0%、第二次試験:14.6%(平成28年) ③合格者の平均構成:第一次試験 20代が44.2%、30代が23.5%、40代が19.8%(平成28年) 第二次試験 30代が32.1%、40代が41.8%(平成28年)	①受験者の人数:第一次試験:13,186人、第二次試験:4,941人(平成27年) ②合格率:第二次試験:26.0%、第二次試験:19.1%(平成27年) ③合格者の平均構成:第一次試験 30代が35.5%、40代が30.6%(平成27年) 第二次試験 30代が41.9%、40代が30.3%(平成27年)
登録の要否、登録料	①登録の要否:必要 ②登録料:36,000円(登録免許税:30,000円 登録手数料:6,500円) ③有効期限:無し	①登録の要否:必要 ②登録料:無し ③有効期限:5年
更新要件	無し	登録有効期限内(5年間)に以下の二つの要件を満たしていること。 ①新たな知識の補充:次のいずれかを5回以上行っていること ・経済産業大臣が登録した機関が行う理論政策更新研修受講 ・中小企業基盤整備機構(中小企業学校)が行う理論性策研修の受講 ※研修は1講座6,000円程度 ・上記の研修の1回の日程を通じた指導 ・経済産業大臣が登録した機関が行う論文審査に合格 ②実務の従事:次に掲げる業務のいずれかを行うことにより、その合計点30日以上獲得していること。 ・都道府県等支援センター等が行う中小企業に対する経営診断・助言業務または窓口相談業務に従事 ・中小企業に対する経営診断・助言業務に従事等 (有償無償は問わない。単なる調査・分析、セミナー講師、執筆活動は実務要件の対象にはならない。)  ※資格休止申請により診断業務休止となるが15年を上限に資格維持が可能。 ※各都道府県の中小企業診断協会への参加は任意 (入会金、年会費等は協会によって異なる。例:東京都中小企業診断士協会 年会費:50,000円)

資格名	情報処理安全確保支援士	キャリアコンサルタント
根拠となる法令(所管省庁)	情報処理の促進に関する法律(経済産業省)	職業能力開発促進法(厚生労働省)
資格の内容	サイバーセキュリティに関する専門的な知識・技能を活用して企業や組織における安全な情報システムの企画・設計・開発・運用を支援し、サイバーセキュリティ対策の調査・分析・評価やその結果に基づく指導・助言を行う。	労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行う専門家となる(キャリアコンサルタント試験の上位の試験として、キャリアコンサルティング技能検定1級、2級が存在しており、1級は指導者レベル、2級は熟練レベルとされている。)
資格の性格	名称独占	名称独占
現在の資格保有者数(登録者数)	登録数:4,172人 ※登録制は今年度からの導入。登録制導入開始以前の資格保有者は26,592人。	25,518人(平成28年度)
取得の方法(試験・講習等)	試験 ※独立行政法人情報処理推進機構が実施(登録、講習、更新についても同じ)	試験に合格等の上、名簿登録が必要。(平成28年4月より国家資格化) ※試験は特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会、特定非営利活動法人日本キャリア開発協会が実施
資格取得のために必要な条件	①学歴・年齢:不問 ②実務経験:不問 ③他の資格要件:無し	①学歴・年齢:無し ②実務経験:労働者の職業選択、職業生活設計等に関する相談に関し3年以上の経験を有する者 ③他の資格要件:厚生労働大臣が認定する講習の課程を修了した者 技能検定キャリアコンサルティング職種の学科試験又は実技試験に合格した者 以上②、③のいずれかに該当するかそれと同等の能力を有していればよい
試験の種類・受験費用、スケジュール	①試験の種類:午前Ⅰ・午前Ⅱ、午後Ⅰ・午後Ⅱの4種 ②受験費用:5,700円 ③スケジュール:春期・秋期(4月・10月 第3日曜日)の年2回	①試験の種類:学科試験・実技試験(論述・面接) ②受験費用:学科:8,900円 実技:29,900円 ③スケジュール:年4回
試験内容、所要時間等	①午前Ⅰ(共通/50分)、午前Ⅱ(専門/40分):以下の9科目に関する知識(すべて択一式、筆記) 基礎理論/コンピュータシステム/技術要素/開発技術/プロジェクトマネジメント/サービスマネジメント/システム戦略/企業と法務 ②午後Ⅰ(90分)、午後Ⅱ(120分):以下の5項目に関する知識(すべて記述式、筆記) 情報セキュリティシステムの企画・要件定義・開発・運用・保守/情報セキュリティの運用/情報セキュリティ技術/開発の管理/情報セキュリティ関連の法的要求事項など	①筆記試験(100分/択一式)以下の5科目に関する知識 職業能力開発促進法その他関係法令/キャリアコンサルティングの理論/キャリアコンサルティングの実務/キャリアコンサルティングの社会的意義/キャリアコンサルタントの倫理と行動 ②実技試験 論述:(50分)逐語記録を読み設問に回答する 面接:ロールプレイ(15分)受験者がキャリアコンサルタント役となり、キャリアコンサルティングを行う 口頭試問(5分)自らのキャリアコンサルティングについて試験官からの質問に答える
取得にかかる免除要件の有無	午前Ⅰ試験については、次の①～③のいずれかを満たすことによって、その後2年間免除。 ①応用情報技術者試験に合格する。 ②いずれかの高度試験又は支援士試験に合格する。 ③いずれかの高度試験又は支援士試験の午前Ⅰ試験で基準点以上の成績を得る。	①キャリアコンサルタント学科試験又は実技試験においてどちらか片方の合格者は、合格している試験が免除。 ②技能検定キャリアコンサルティング職種の1級又は2級の学科試験、実技試験のどちらか片方の合格者は、それに対応する試験が免除。 ③平成28年3月までにキャリアコンサルタント試験と同等以上のものであって厚生労働大臣が指定する試験に片合格した方等は、キャリアコンサルタント試験について対応する試験免除(平成28年4月から5年間有効)。
受験者の人数・合格率・年齢等	①受験者の人数:40,314(平成28年度) ②合格率:14.9%(平成28年度) ③合格者の平均構成:平均年齢34.25歳	①受験者の人数:1,461/1,652/1,931(平成28年度第3回) ②合格率:63.3%/61.9%/48.6%(平成28年度第3回) ※①、②ともに学科/実技/学科、実技同時受験の順 ③合格者の平均構成:不明
登録の要否・登録料	①登録の要否:必要 ②登録料:19,700円(登録免許税:9,000円 登録手数料:10,700円) ③有効期限:無し ただし更新要件を満たさない場合資格名称の停止、登録の取り消しとなる	①登録の要否:必要 ②登録料:17,000円(登録免許税:9,000円 登録手数料:8,000円) ③有効期限:5年
更新要件	登録日を起点として1年の間に1回6時間のオンライン研修と、3年に1回6時間の集合講習(グループ討議を含む)を受けることが義務付けられる。 ①オンライン研修:以下の科目から構成された講座A,B,Cコース(各6時間)を1年に一つ、順に受講する。 A:サイバーセキュリティに関する知識 / B:サイバーセキュリティに関する技能 / C:情報処理安全確保支援士として順守すべき倫理 各コースの受講料:20,000円 ②集合講習:講義及びディスカッション(6時間) 受講料:80,000円 各年ごとに講習課程を修了すると受講修了書が発行され、これを更新手続きの際に用いる。  (参考)受講猶予 やむを得ない事情(海外勤務、疾病・負傷・罹災など)があり講習を受けられない場合届出をすれば、申請に対して1年単位で猶予が認められる。 猶予期間終了後は以下の講習を受講しなければならない。 (1)猶予期間が1、2年の場合 猶予期間終了後1年以内に本来受講すべき講習に加え、受講期限を猶予された講習について受講 (2)猶予期間が3年以上の場合 猶予期間終了後1年以内にオンライン講習A,B,Cを受講し、その後集合講習を1回受講する。 ※猶予期間中に猶予を受ける事由がなくなった場合、すみやかに届出し、新しい講習計画表に従って講習を受講する必要がある	名簿登録の更新をするためには有効期限内に以下の①及び②の講習を受ける必要がある。  ①キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な知識の維持を図るための講習につき8時間以上 ②キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な技能の維持を図るための講習につき30時間以上 ※技能検定キャリアコンサルティング職種1級に合格したキャリアコンサルタントからキャリアコンサルティングの実務に関する指導を受けた時間またはキャリアコンサルティングの実務に従事した時間については、10時間以内に限り②の講習を受けたとみなすことができる。  ①、②ともに実施機関ごとに受講料が異なる。 例:① 知識講習(実施:特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会) オンライン8時間 10,000円 必修知識アップデート講習(実施:NPO法人ICDS) 通学8時間 15,800円(受講料+テキスト代) ② 技能講習(カウンセリング)③(応用編)クライアント体験によるケース概念化 (実施:特定非営利法人 日本キャリア開発協会) 通学14時間(全2日)54,700円 ICDSキャリアコンサルタント更新講習技能研鑽コース (実施:NPO法人ICDS) 通学6時間 9,500円(受講料+テキスト代)

資格名	行政書士	建築士
根拠となる法令(所管省庁)	行政書士法(総務省)	建築士法(国土交通省)
資格の内容	行政書士法第1条の2、第1条の3の規定に基づき、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする。	一級建築士:国土交通大臣の免許を受け、一級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う者 二級建築士:都道府県知事の免許を受け、二級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う者 木造建築士:都道府県知事の免許を受け、木造建築士の名称を用いて、木造の建築物に関し、設計、工事監理等の業務を行う者
資格の性格	業務独占(他人の依頼を受け報酬を得て、官公庁に提出する書類、権利義務に関する書類、事実証明に関する書類(すべて電子的記録を含む)を作成すること)、名称独占	業務独占(建物を建築するための「設計」「工事監理」について独占。一級、二級、木造ごとに扱える高さ、面積等が異なる。)、名称独占
現在の資格保有者数(登録者数)	個人会員:46,205人、法人会員:514人(平成29年4月)	一級建築士:363,530人 二級建築士:756,852人 木造建築士:17,665人(平成28年9月末)
取得の方法(試験・講習等)	行政書士試験に合格し日本行政書士会連合会が備える行政書士名簿へ登録すること。 ※日本行政書士会連合会の名簿への登録は各都道府県の行政書士会を通して行われる。	試験 ※公益財団法人建築技術教育普及センターが実施
資格取得のために必要な条件	①学歴・年齢:無し ②実務経験:無し ③他の資格要件:無し	①学歴・年齢:国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業していること(大学、短期大学、高等学校等において) ②実務経験:一級建築士(最終学歴等に応じた一定期間の実務経験、二級建築士として建設実務通算4年以上の者、建築整備士として建築にかかわる実務経験4年以上を持つ者、その他国土交通大臣が特に認める者) 二級建築士(最終学歴に応じた実務経験、建築に関する学歴にないものは7年以上、その他都道府県知事が特に認める者)※2級、木造建築士は学歴により実務経験が必要ない場合もあり ③他の資格要件:無し
試験の種類・受験費用、スケジュール	①試験の種類:筆記試験(択一、記述式) ②受験費用:7,000円 ③スケジュール:年1回(11月の第2日曜日)	①試験の種類:学科試験、実技(設計製図)試験(一級建築士試験・二級建築士試験・木造建築士それぞれに) ②受験費用:19,700円(一級建築士) 16,700円(二級建築士) 16,700円(木造建築士) ③スケジュール:年1回(7月に学科試験、その合格者のみ9,10月に実技試験)
試験内容、所要時間等	筆記試験(3時間):以下の二科目に関する知識 行政書士の業務に関し必要な法令等(択一・記述式) 憲法/行政法/民法/商法/基礎法学 の中からそれぞれ出題 行政書士の業務に関連する一般知識等(択一式) 政治/経済/社会、情報通信/個人情報保護/文章理解	①一級建築士:学科(6時間30分、択一式)以下の5科に関する知識 計画/環境・設備/法規/構造/施工 実技(設計製図、6時間30分)事前の公示課題1題について設計製図を行う ②二級建築士:学科(6時間、択一式)以下の4科に関する知識 建築計画/建築法規/建築構造/建築施工 実技(設計製図、5時間)事前の公示課題1題について設計製図を行う ③木造建築士:学科(6時間、択一式)以下の4科に関する知識 建築計画/建築法規/建築構造/建築施工 実技(設計製図、5時間)事前の公示課題1題について設計製図を行う
取得にかかる免除要件の有無	①弁護士、弁理士、公認会計士、税理士のいずれかとなる資格を有する。 ②国又は地方公共団体の公務員として行政事務を20年以上担当している。 以上に当てはまるものは行政書士試験を受験することなく名簿への登録権を持つ。	学科試験合格者の申請により、翌年、翌々年に限り学科試験免除
受験者の人数・合格率・年齢等	①受験者の人数:41,053人(平成28年度) ②合格率:9.95%(平成28年度) ③合格者の平均構成:20代が18.9%30代が28.9% 40代が27.8%(平成28年度)	①受験者の人数:26,096人 / 23,333人 / 558人(平成28年度) ②合格率:12.0% / 25.4% / 35.5%(平成28年度) ③合格者の平均構成:27~34歳 54% / 24歳以下 46.9% / 24歳以下 74.7%(平成28年度) ※①~③とも一級建築士 / 二級建築士 / 木造建築士 の順
登録の要否・登録料	①登録の要否:必要(事務所を開く都道府県の行政書士会を通して) ②登録料:登録免許税 30,000円(別途各都道府県行政書士会への入会金等が必要) (例:東京 登録手数料 25,000円 入会金200,000円) ③有効期限:無し	①登録の要否:必要 ※登録事務は公益社団法人 日本建築士会連合会が行う(一級建築士) ②登録料:登録手数料として19,200円(一級建築士については別途登録免許税60,000円が必要) ③有効期限:無し
更新要件	資格自体は更新の必要はないが、業を行う場合は日本行政書士会連合会が備える行政書士名簿への登録が必要。 更新の要件等はないが所属の行政書士会に会費を払う必要がある。 ※料金は各行政書士会によって異なる (例:東京 月会費6,000円を3か月ごとに支払い)	更新、再登録という制度はない。 ただし、建築士法に基づき建築士事務所に世属するすべての建築士は登録講習機関が行う定期講習を3年以上5年以内の国土交通省令で定める期間ごとに受講し、修了することが義務付けられている。 (受講期間内に受講しない場合戒告または2か月の業務停止処分) 内容:講義及び正誤式の修了考査 時間:一級建築士 6時間以上、二級及び木造建築士 5時間以上 受講料:一級建築士 12,000円程度、二級及び木造建築士 10,000円程度  また、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を行うことを業として行おうとする場合などに建築士事務所の登録が必要であり、こちらについては有効期間が5年間で、更新が必要になる。(法人又は個人により登録) 登録や更新に係る費用は各都道府県の機関によって異なる。 (例:東京(一般 社団法人東京都建築士事務所協会が実施)一級建築士事務所登録手数料 18,500円、二級又は木造建築士事務所手数料 13,500円)

資格名	原子炉主任技術者	社会保険労務士
根拠となる法令(所管省庁)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(環境省)	社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)(厚生労働省)
資格の内容	「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)」に基づき、原子炉の運転に関する保安・監督を行う技術者	労働・社会保険の問題の専門家として、(1)書類等の作成代行、(2)書類等の提出代行、(3)個別労働関係紛争の解決手続(調整、あっせん等)の代理、(4)労務管理や労働保険・社会保険に関する相談等を行う
資格の性格	業務独占、必置資格(原子炉設置者の行う原子炉の運転に関して保安の監督を行うため、炉ごとに炉主任の選任が義務付けられている。)、名称独占	業務独占(書類等の作成代行、提出代行、事務代理は業務独占。あっせん等、紛争解決代理業務は特定社会保険労務士にのみ許される。)、名称独占
現在の資格保有者数(登録者数)	不明	40,426人(平成28年11月)
取得の方法(試験・講習等)	筆記試験(一次)と口答試験(二次)	試験、実務経験 ※試験合格後、登録のために労働社会保険諸法令の事務に2年以上従事する必要がある(厚生労働大臣が指定した講習の受講で代替可)
資格取得のために必要な条件	①学歴・年齢:筆記試験に制限なし ②実務経験:筆記試験合格後、6か月以上原子炉運転実務経験者 ③他の資格要件:口頭試験は筆記試験合格後、指定された講習機関で講習課程を修了した者のみ受験可能	①学歴・年齢:学校教育法による大学等を卒業すること等指定の課程を修了していること ②実務経験:行政事務や労働社会保険諸法令に関する事務に3年以上従事した者 ③他の資格要件:厚生労働大臣が認めた国家試験の合格 以上の中から一つでも当てはまればよい
試験の種類・受験費用、スケジュール	①試験の種類:第一次試験、第二次試験 ②受験費用:52,100円 ③スケジュール:年一回(3月に学科試験、7月に口頭試験)	①試験の種類:学科試験 ②受験費用:9,000円 ③スケジュール:年1回(8月に実施)
試験内容、所要時間等	①第一次試験:学科(3日間各2時間半)各日以下の科目に関する知識 1日目 原子炉に関する法令/原子炉理論 2日目 原子炉の設計/原子炉の運転制御 3日目 原子炉燃料及び原子炉材料/放射線測定及び放射線障害の防止 ②二次試験:口頭 原子炉運転の実務知識	以下の科目に対する知識(択一式、選択式) 労働基準法及び労働安全衛生法/労働者災害補償保険法/雇用保険法/労務管理その他の労働に関する一般常識/社会保険に関する一般常識/健康保険法/厚生年金保険法/国民年金法
取得にかかる免除要件の有無	原子力専門職大学院修了者は法令を除く筆記科目が免除され、口頭試験の受験資格も得られる(取得単位に条件あり)。 東京大学工学系研究科原子力専攻では、特定の科目についてある基準以上の成績を収めた者について、一次試験が免除資格が与えられる。	①国又は地方公共団体の公務員として労働社会保険法令に関する施行事務に10年以上従事した者。 ②厚生労働大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に15年以上従事した者。 ③社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して15年以上になる方で、全国社会保険労務士会連合会が行う免除指定講習を修了した方 ④日本年金機構、全国健康保険協会の役員又は従業者として社会保険諸法令の実施事務に15年以上従事した者。 ①～④により当該試験科目の免除が決定された科目について試験免除。他にも免除資格多数あり。
受験者の人数・合格率・年齢等	①受験者の人数:222人(平成28年度) ②合格率:8.5%(平成28年度) ③合格者の平均構成:不明	①受験者の人数:39,972人(平成28年度) ②合格率:4.4%(平成28年度) ③合格者の平均構成:30代が31.4% 40代が32.3%(平成28年度)
登録の要否、登録料	①登録の要否:不要 ②登録料:無し ③有効期限:無し	①登録の要否:必要 ※登録と同時に各都道府県の社労士会に入会する必要がある。 ②登録料:60,000円(登録免許税:30,000円 登録手数料:30,000円) ③有効期限:無し
更新要件	無し	社会保険労務士は試験合格後、全国社会保険労務士会連合会の名簿に登録が必要。 また同時に勤務地か居住地(開業する場合は事務所の所在地)の都道府県社会保険労務士会に入会しなければ社会保険労務士を名乗ることができない。  有効期限はないため更新手続きは要しないが、各都道府県の社労士会に入会金や年会費を支払う必要がある。 金額は各都道府県ごと、開業会員か勤務会員かなどによって異なる。 (例:東京、開業会員の場合 入会金:50,000円 年会費:96,000円 東京、勤務会員の場合 入会金:30,000円 年会費:42,000円) 東京では新規入会の際に研修を行っている。  また、社会保険労務士法人を設立した場合は、個人の登録と別に法人の登録が必要。 (例:東京 法人搭載手数料:20,000円 法人会員入会金:50,000円 法人会員会費:社員数1~5名で96,000円 ※この法人会費は個人会費とは別途必要なものである。)

資格名	宅地建物取引士	電気通信主任技術者
根拠となる法令(所管省庁)	宅地建物取引業法(国土交通省)	電気通信事業法(総務省)
資格の内容	宅地又は建物の売買、交換又は貸借の取引に対して、購入者等の利益の保護及び円滑な宅地又は建物の流通に資するよう、公正かつ誠実に法に定める事務(重要事項の説明や契約書への押印など)を行う。	事業用電気通信ネットワークの工事、維持、運用の監督責任者。伝送交換と線路の2種の資格がある。
資格の性格	業務独占(重要事項の説明、重要事項説明書(35条書面)への記名・押印、契約書(37条書面)への記名・押印) 必置資格(不動産業者の事務所は5人に1人の割合で宅地建物取引士を設置しなければならない。)	業務独占、必置資格(中規模以上の電気通信事業者は全て電気通信主任技術者の選任が義務付けられている。原則有資格者が各都道府県の事業所に1名以上いなければならない。)
現在の資格保有者数(登録者数)	982,545人	69,649人(平成28年度)
取得の方法(試験・講習等)	試験、実務経験(講習で代替可)、資格登録、当該知事の発行する宅地建物取引士証の交付を受けた者。 ※試験は一般財団法人不動産適正取引推進機構が実施	試験、または総務省認定の養成課程の修了 ※試験は一般財団法人日本データ通信協会が実施
資格取得のために必要な条件	①学歴・年齢:無し ②実務経験:試験合格後、登録のためには2年以上の実務経験が必要(講習で代替可) ③他の資格要件:無し	①学歴・年齢:不問 ②実務経験:不要(実務経験により一部科目の免除あり) ③他の資格要件:無し
試験の種類・受験費用、スケジュール	①試験の種類:筆記試験 ②受験費用:7,000円(試験後の実務講習を受ける場合実施機関ごとの料金徴収) ③スケジュール:年1回(10月)	①試験の種類:学科試験 ②受験費用:187,000円(電気通信主任技術者試験)※全科目受験の場合(免除科目数によって減額あり) ③スケジュール:年2回(1月、7月)実施
試験内容、所要時間等	筆記試験(2時間、択一式):以下に関する実用的な知識  土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別 / 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令 / 土地及び建物についての法令上の制限 / 宅地及び建物についての税に関する法令 / 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務 / 宅地及び建物の価格の評定 / 宅地建物取引業法及び同法の関係法令	筆記試験:以下の4科目についての知識(択一式) 法規(80分)/伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理(100分)/専門的能力(100分)/電気通信システム(80分)
取得にかかる免除要件の有無	国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を修了し、その修了試験に合格した日から3年以内に行われる試験を受けようとする者は試験の一部を免除。	①科目合格:過去に受験して科目合格している場合当該科目の試験が免除。(3年以内に受けたものに限る) ②資格と実務経験:伝送交換主任技術者、旧第二種伝送交換主任技術者又は線路主任技術者の資格を所有し、他の試験種別を受験する場合に資格取得後の所定の実務経験により科目免除。 ※実務経験として認められるもの:電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に係る設計・施工業務、保守等の設備維持・設備運用業務、設備管理業務、運転・監視業務。
受験者の人数・合格率・年齢等	①受験者の人数:198,463人(平成28年度) ②合格率:15.4%(平成28年度) ③合格者の平均構成:平均年齢35.3歳(平成28年度)	①受験者の人数:3,855人(平成28年度2回) ②合格率:18.7%(平成28年度2回) ③合格者の平均構成:不明
登録の要否、登録料	①登録の要否:必要(都道府県ごと) ②登録料:37,000円 ③有効期限:無し(宅地取引士証については有効期限5年)	①登録の要否:不要 ②登録料:登録料ではないが、資格者証交付手数料として1,700円が必要 ③有効期限:無し
更新要件	資格自体は更新の必要時はないが、宅建士証は5年ごとに更新が必要(更新は任意)。更新要件等は登録地域によって異なる。  例:東京都 有効期間満了前6か月以内に、都知事が指定した法定講習実施団体の実施する法定講習(1日間)を申し込み、受講すること。受講後、有効期間の更新された取引士証が即日交付される。 更新手数料:16,500円(宅建士証交付申請手数料:4,500円 法定講習受講料:12,000円)	資格そのものの有効期限はないが、選任後1年以内、その後3年周期での更新講習受講が義務付けられている。(事業者に対し、所属の電気通信主任技術者に講習を受けさせることが義務付けられる。) 講習受講料は資格種別ごと、一つ受講するごとに38,000円がかかる。

◆更新の要件をCPDで定めている民間資格

資格名	地質調査技師	海上工事施工管理技術者	空港土木施設点検評価技師	RCCM	
実施機関	一般社団法人 全国地質調査行協会連合会	一般財団法人 港湾空港総合技術センター	一般財団法人 港湾空港総合技術センター	建設コンサルタンツ協会	
資格の内容	建設を目的とした調査業務、地震・地すべり・火山など自然災害を対象とした防災業務、急傾斜地等の崩壊防止施設や道路・トンネル設備など施設・設備の点検診断を行う維持管理業務、土壌・地下水汚染の状況把握や対策検討を行う環境業務、地中熱・地熱や地下水を対象とした資源業務など、主として現場での調査業務を行う。	一般の土木施工技術のみでなく、波浪や潮流、水面下の施工といった厳しい環境下で行われる海上工事固有の技術や特性に習熟した技術者であり、海上関係の工事において指導的役割を果たす。	空港土木施設に関する法令や基準等を熟知するとともに、航空機の特性、運用ルール等の空港に特有の専門的知識や点検・診断、修繕等に関する高度な知識、技術を有する技術者であり、空港土木施設の適切な維持管理を行う。	設計業務共通仕様書(国土交通省等)において規定されている管理技術者、照査技術者又は業務担当者として、業務の適正な執行を管理、業務成果の照査、および業務に関する技術上の事項に処理を行う。	
資格習得の必要条件	①現場調査部門 Ⅰ.地質調査を目的としたボーリング機器等の操作を行い5年以上の実務経験を有する者 Ⅱ.専門学校指定学科を卒業し、地質調査を目的としたボーリングに関する機器等の操作を行い、2年以上の実務経験を有する者 ②現場技術、管理部門、③土壌・地下水汚染部門 Ⅰ.大学または工業高等専門学校のそれぞれの分野で指定の課程を卒業し、3年以上の実務経験を有する者 Ⅱ.各部門指定の課程以外の理工系課程を卒業し、5年以上の実務経験を有する者 Ⅲ.前Ⅰ、Ⅱに示した以外の者で、8年以上の実務経験を有する者	①学歴：不問 ②実務経験：海上工事の実務が24か月以上あること ③その他の資格要件 Ⅰ.一級土木施工管理技士又は技術士(建設部門)を取得している Ⅱ.受験する資格分類の海上工事について技術管理業務の経験が12か月以上 若しくは、その資格分類について、監理技術者又は主任技術者の立場での実務経験が2回以上ある者	以下のA,Bの要件を満たすもの A.次の①～⑦のいずれかの資格を有する者 ①1級又は2級土木施工管理技士 ②1級又は2級建設機械施工技士 ③測量士 ④技術士(建設部門、総合技術監理部門(建設)) ⑤土木学会が認定する1級以上の技術者 ⑥RCCM(港湾及び空港部門又は道路部門) ⑦1級又は2級舗装施工管理技術者 B.「空港土木施設の点検・評価」に関して通算3ヶ月以上の実務経験を有する者	建設コンサルタント業務に従事、管理した期間の合計年数が次のいずれかに該当する者。 ①学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院(修士課程)修了者であり、実務経験が8年以上。(博士課程の機関は実務経験とみなす。) ②同法による大学卒業生であり、実務経験が10年以上。 ③同法による短期大学、高等専門学校卒業生であり、実務経験が12年以上。 ④同法による高等学校卒業生であり、実務経験が14年以上。 ⑤同法による中学校卒業生であり、実務経験が17年以上。	
試験内容等	①現場調査部門 ・択一式の筆記試験(内容：社会一般、建設行政、入札、契約制度等の知識/地質、測量、土木・建築一般等の知識/現場、専門技術の知識/調査技術の理解度/管理技法) ・口頭試験：ボーリング調査に関する知識、経験等に関する試問 ②現場技術、管理部門、③土壌・地下水汚染部門 ・択一式の筆記試験(内容は①と同じ。②のみ「解析手法、設計施工への適用」が追加) ・記述式問題(内容：倫理綱領/各部門ごとの技術に関する問題)	専門分野が3分野(Ⅰ類(浚渫)、Ⅱ類(コンクリート構造物)、Ⅲ類(鋼構造物))に分かれる 一次試験：・共通分野(海上工事の施行全般に関する知識) ・専門部門 どちらも択一式の筆記試験 二次試験：・施工経験(工事内容、技術管理の課題と解決策等)に関する論文試験 ・経歴、施工経験、技術者倫理等を問われる面接試験	空港土木施設の点検評価に関する専門知識(択一式の筆記試験) 専門論文(記述式、1,200字以内)	自己の専門技術部門の業務経験 / 業務関連法制度、建設一般の知識、技術者倫理等 / 管理技術力 / 土木関連の基礎的共通技術知識と専門技術部門の専門技術知識 / からなる筆記試験 ※専門技術部門は事前選択(全22部門)	
登録の可否 登録料 有効期限	①登録の可否：必要(全地連が管理する地質調査技士登録簿に登録) ②登録料：8,640円 ③有効期限(更新の頻度)：5年	①登録の可否：必要 ②登録料：10,800円 ③有効期限(更新頻度)：5年	①登録の可否：必要 ②登録料：10,800円 ③有効期限(更新の頻度)：5年	①登録の可否：必要 ②登録料：20,000円 ③有効期限(更新頻度)：4年	
更新	目的	「地質調査業者登録規程」で規定された営業所毎に置く現場管理者に対応するとともに、資格者が技術革新に対応し、新しい知識と技術を研鑽する機会を確保することを目的に導入した。	海上関係の工事において指導的役割を果たすため、工事の施工経験、施工技術の報告、講習会など各種プログラムによる研鑽の場や活動を通じて、常に必要な技術力と資質を向上させること。	資格更新に際し、所定の継続学習単位の取得を条件とすることにより、継続学習の奨励及び支援を行い、空港土木施設点検評価技士としての能力及び資質の維持・向上に寄与すること。	「RCCM」に求められる能力は、設計業務の特質を理解し円滑、適正に業務を進めるための技術管理能力と、当該専門分野の技術力であり、継続的な自己研鑽によりその能力を維持向上すること。
	必要な時間数	所定のCPDを5年間で125単位以上(2部門以上の資格を有する場合は175単位以上)報告 CPD記録報告形式で更新を行う場合 ※登録更新講習会の受講での更新	5年間で200ポイント	5年間で200ポイント (年平均40ポイント)	現行4年間で100単位以上 (複数部門の場合は1部門増えるごとに10単位ずつ加算) ※平成32年からCPDの時間数が改訂される予定で、200単位以上とな
	費用	10,000円[税別] (全地連会員会社に所属する方の場合) 15,000円[税別] (上記以外の場合)	更新手数料：10,800円	全地連会員会社に所属；10,800円 上記以外；16,200円	更新手数料：20,000円
	CPDの内容	①現場調査部門、②現場技術、管理部門 (内容：倫理/安全/マネジメント手法/その他地質調査の技術力や知識・経験等に資するもの) ③土壌・地下水汚染部門 上記CPD単位 および、土壌・地下水汚染調査の技術や能力の向上に資する次の内容を50単位以上/5年間 (内容：環境関連の法令/化学物質/措置の種類や除去/汚染土壌の運搬や処理/公害/その他土壌・地下水汚染調査の技術力や知識・経験等に資するもの) [実施の方法] 講習会の参加、社内研修会等の参加、自己学習、現場経験、委員会活動、論文や報告文の発表、企業内研修の受講、研修会講習会の指導、産業界における業務経験、公的技術資格の取得、研究開発他、図書の執筆、自己学習	以下の3つの活動を通じて継続して学習することを求められ、それらの実績はポイントとして管理される。 ①海上工事に関する施工経験 ②施工技術報告、各種団体の講習・研修会への参加等 ③認定機関が開催する技術講習会 [実施方法] 業務従事実績(登録、報告書の提出)、「海上工事施工技術報告集」への掲載、「施工技術報告会」での発表・聴講、施工技術の報告、講習・研修への参加、継続学習実績、論文掲載、技術講習会	継続学習は、主として以下の分野を対象としている。 ①空港土木施設の点検・評価又は空港土木施設に関する測量、地質土質調査若しくは工事 ②舗装に係る技術 [実施方法] 施工経験(実務従事実績)、継続学習(施工技術報告実績、継続学習実績)、技術講習、業務従事、実務経験、技術報告、講演会の聴講等	実務を通じた修習や資格取得後の学習等、技術者の継続教育CPDの履歴を証明し、技術者の自己研鑽・能力向上の成果を社会に示す。 [実施方法] 講習会、講演会、見学会参加、論文発表、技術図書執筆、企業内研修、研究開発、技術開発、講習会講師、論文査読、表彰、自己学習、資格の取得災害調査参加、国際会議参加、社会貢献活動

## 【参考】他の国家資格の法律に定められた更新制に関する条文

今回調査した国家資格の中で、更新制を導入しているものが法律上でどのように更新制度について定めているかをまとめた。

### 【中小企業診断士】

○中小企業支援法

記載なし（「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則」に登録、更新の詳細が定められている。）

### 【情報処理安全確保支援士】

○情報処理の促進に関する法律

第十九条（登録の取消し等） 経済産業大臣は、情報処理安全確保支援士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第八条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 経済産業大臣は、情報処理安全確保支援士が第二十四条から第二十六条までの規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて情報処理安全確保支援士の名称の使用の停止を命ずることができる。

（二十四条：信用失墜行為の禁止、二十五条：秘密保持義務）

第二十六条（受講義務） 情報処理安全確保支援士は、経済産業省令で定めるところにより、機構の行うサイバーセキュリティに関する講習（第二十八条において単に「講習」という。）を受けなければならない。

第二十八条（経済産業省令への委任） この款に定めるもののほか、支援士試験、登録、講習その他この款の規定の施行に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

### 【キャリアコンサルタント】

○職業能力開発促進法

第三十条の十九（キャリアコンサルタントの登録） キャリアコンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備えるキャリアコンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、キャリアコンサルタントとなることができる。

3 第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

4 前項の更新に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### 【宅地建物取引士】

○宅地建物取引業法

第二十二条の二（宅地建物取引士証の交付等） 第十八条第一項の登録を受けている者は、登録をしている都道府県知事に対し、宅地建物取引士証の交付を申請することができる。

3 宅地建物取引士証（第五項の規定により交付された宅地建物取引士証を除く。）の有効期間は、五年とする。

第二十二条の三（宅地建物取引士証の有効期間の更新） 宅地建物取引士証の有効期間は、申請により更新する。

2 前条第二項本文の規定は宅地建物取引士証の有効期間の更新を受けようとする者について、同条第三項の規定は更新後の宅地建物取引士証の有効期間について準用する。

第二十四条（国土交通省令への委任） この章に定めるもののほか、試験、登録講習、登録講習機関、指定試験機関、第十八条第一項の登録、その移転及び宅地建物取引士証に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。